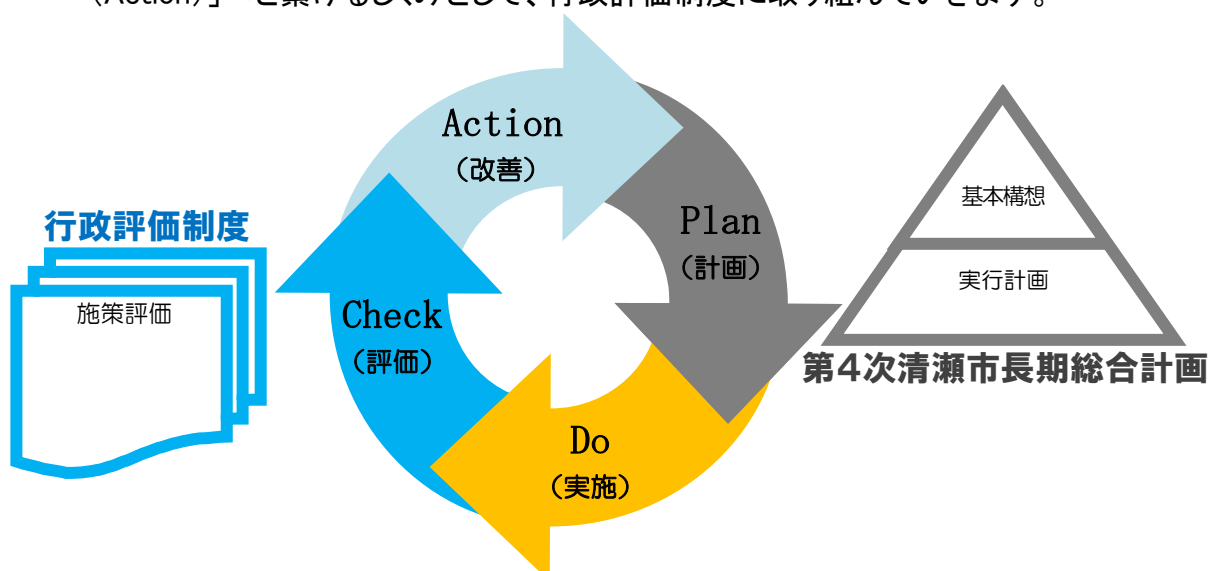


令和 6 年度 清瀬市行政評価報告

1. 令和 6 年度 清瀬市行政評価制度の実施について

- 清瀬市では、平成 17 年度から、市の取り組みに対して評価し、その結果を次年度の予算編成に反映させる行政評価制度を実施しています。
- 平成 24 年度には、外部(第三者)評価を導入し、内部評価だけでは不可能な「気づき」を得ながら、市民の期待するサービス水準を高めていくことを主旨に、事務事業一つ一つの“絶対評価”を行う、「事務事業評価」を行ってきました。
- 令和 6 年度は、「第 4 次清瀬市長期総合計画(平成 28 年度～平成 37 年度)」に基づいた計画的なまちづくりを推進するため、計画の進行管理をめざした「施策評価」を導入し、事務事業間の“相対評価”を行うこととします。
- 「計画(Plan)」と「評価(Check)」、また、評価の結果を予算編成に活用し、「改善(Action)」へと繋げるしくみとして、行政評価制度に取り組んでいきます。



2. 評価方法について

- 評価対象は、第4次清瀬市長期総合計画で掲げる全 39 施策とします。
- 行政評価のプロセスは以下のとおりです。

①	第 1 次評価(4 月)	評価対象:39 施策 評 価 者:担当部署
②	市民アンケート(外部評価) (6 月～7 月)	評価対象:2 施策(※1) 評 価 者:市内在住の 18 歳以上の方(1,000 名 無作為抽出)
③	第 2 次評価(6 月～7 月)	評価対象:39 施策 評 価 者:行政評価委員会(副市長、部長等)
④	予算編成で活用(10 月～)	予算編成で活用

※1 特に多角的な視点での評価を要すると判断した施策を市側で選定しました。

- 施策に対する評価項目は、以下のとおりです。第１次評価、第２次評価ともに、以下で掲げる項目を評価します。特に第２次評価では、第１次評価結果の妥当性を議論します。
- 市民アンケート(外部評価)では、対象施策に関する事業について市民から意見をいただきました。
- 第１・２次評価及び外部評価における対象事業に対する意見を踏まえ、次年度に向けて、施策に関連のある事務事業の相対評価(新設・拡充・維持・縮小・廃止の検討)を行い、第４次清瀬市長期総合計画・実行計画のローリング、予算編成に繋がります。

公開	基本情報	基本情報	施策名等(第４次清瀬市長期総合計画で描いた内容)、担当部署
	コスト	事業費	評価対象年度の決算額
	成果	まちづくり指標	達成状況
	評価	総合評価	コスト、成果を踏まえた総合評価
		施策を取り巻く環境	施策に影響を与える外部要因
		施策を進める上での課題	内外環境を踏まえた施策の課題・現状・方向性を整理
非公開	次年度に向けて	新規事業	事業新設の場合の事業内容、財源

《令和６年度清瀬市行政評価委員会》

- 副市長(委員長)
- 統括監 経営政策部長
- 総務部長
- 未来創造課長
- 財政課長
- その他市長が必要と認める者(施策毎に関連のある部長・参事)

《令和６年度清瀬市行政評価委員会日程》

回	日時	場所
第１回	令和６年６月２６日(水)	庁議室
第２回	令和６年６月２７日(木)	庁議室
第３回	令和６年７月１日(月)	庁議室
第４回	令和６年７月１７日(水)	庁議室